

図 保険料（20年・21年東京都額）の算定構成および軽減額

保険料は次の2つの額を合計したものになります。

均等割
37,800円
すべての被保険者で
均一に負担する部分

+

所得割
旧ただし書き所得×0.0656
所得に応じて負担する部分

世帯の総所得が低い方は、均等割額が7割・5割・2割いずれかの軽減があります。

- 7割軽減＝判定対象額 33万円（＝基礎控除額）
- 5割軽減＝判定対象額 33万円＋24.5万円×被保険者の人数（被保険者である世帯主を除く）
- 2割軽減＝判定対象額 33万円＋35万円×被保険者の人数

4月からスタートする 後期高齢者医療制度 主なポイント



75歳以上の方および65歳以上75歳未満の障害認定を受けている方は、4月から新しい「後期高齢者医療制度」で医療を受けることとなります。今号では、この新しい制度の主なポイントを紹介します。詳しくは保険年金課高齢者医療係☎470・7846へ。

●ポイント1
保険証は一人に1枚で、3月末までにお届けします

これにより、現在加入中の国民健康保険（以下、国保）や各健康保険組合、共済組合などの被用者保険（以下、社保）からは脱退することになります。

●ポイント2
制度の運営は広域連合が行い、窓口の事務は市区町村が行います

広域連合は、資格の管理や保険財政の運営などを行います。保険証の引き渡しや保険料の徴収、各種届け出等は、市区町村が窓口になります。

国民年金
だより

国民年金保険料の納付は、お得な口座振替を

口座振替には、4月から翌年3月までの一年分の保険料をまとめて先に納付することにより、3,620円（20年度国民年金保険料はひと月当たり1万4,410円）が割り引きになる前納制度があります。

また、通常その月の国民年金保険料は、翌月末に指定口座から引き落としとなりますが、当月末に納付することによって月々の保険料が50円割り引きになる早割制度もあります。

口座振替による一年分の前納制度、または4月分からの早割制度を希望する場合は、口座振替申出書に必要事項を記入・押印（金融機関の届出印）の上、金融機関の窓口、または社会保険事務所へご提出ください。なお、口座振替が開始されるまでに2カ月程度掛かりますので、確実に口座振替を行うために、手続きは2月中にお願いします。

また、東京社会保険事務局ホームページには、都内の社会保険事務所等の相談窓口の混雑状況を掲載しています。最寄りの相談センターは、国分寺年金相談センター（国分寺市南町3ノ20ノ3、国分寺ターミナルビル8階 ☎042・3559・8451）または立川年金相談センター（立川市曙町2ノ7ノ16、鈴春ビル6階 ☎042・521・1651）です。

また、東京社会保険事務局ホームページには、都内の社会保険事務所等の相談窓口の混雑状況を掲載しています。最寄りの相談センターは、国分寺年金相談センター（国分寺市南町3ノ20ノ3、国分寺ターミナルビル8階 ☎042・3559・8451）または立川年金相談センター（立川市曙町2ノ7ノ16、鈴春ビル6階 ☎042・521・1651）です。

東京社会保険事務局ホームページ
http://www.sia.go.jp/tokyo/

年間の年金受給額が18万円未満の方、介護保険料との合算額が年金額の2分の1を超える方、社保から移行する方等は、納付書で納めていただくこととなります。

●ポイント3
保険料は都内で均一になり、原則として年金から天引きされます

保険料は「均等割額＋所得割額」の計算で決まります。被保険者一人当たりの均等割額は年額3万7,800円、所得割額は一人ひとりの「旧ただし書き所得（前年の総所得金額－基礎控除額33万円）に所得割率6・56％を掛けた金額です。

平均的な保険料は、年額約9万円（月額約7,500円）です。保険料は原則として、4月から年金天引きされます。ただし、現在介護保険料が年金から天引きされていない方は、独自に保険料の軽減措置を行います。

さらに、東京都広域連合では、22年3月まで、旧ただし書き所得が55万円（厚生年金の一般的な収入が20.8万円）までの所得階層の方を対象に、独自に保険料の軽減措置を行います。

また、所得の低い方には、所得割額が掛からない場合や、均等割額が7割減額・5割減額・2割減額のうち、いずれかが適用となる場合があります（上図参照）。

表 東京都広域連合独自の軽減措置

対象者	軽減内容
旧ただし書き所得	15万円までの方 所得割額を全額減額
	20万円までの方 所得割額を75％減額
	40万円までの方 所得割額を50％減額
	55万円までの方 所得割額を25％減額

置を行います。具体的には右表の通り、旧ただし書き所得が15万円までの方は所得割額を全額減額、20万円までの方は75％の減額、40万円までの方は50％の減額、55万円までの方は25％の減額とします。

●ポイント5
保険給付サービスを維持します

窓口でお支払いいただく自

また、東京社会保険事務局ホームページには、都内の社会保険事務所等の相談窓口の混雑状況を掲載しています。最寄りの相談センターは、国分寺年金相談センター（国分寺市南町3ノ20ノ3、国分寺ターミナルビル8階 ☎042・3559・8451）または立川年金相談センター（立川市曙町2ノ7ノ16、鈴春ビル6階 ☎042・521・1651）です。

広域連合お問合せセンター
メールアドレス
call@tokyo-kouikicenter.jp

《事前に電話でご予約を》

相談名	相談日時	相談員	予約開始日等	会場
法律相談	5日・12日 19日・26日	弁護士	2月28日(木) 3月13日(木)	市役所2階相談室
	いずれも水曜日 午前10時から			
登記相談	5日(水)午後1時から	司法書士	2月29日(金)	
表示登記相談	5日(水)午後1時から	土地家屋調査士	2月29日(金)	
税務相談	12日(水)午後1時から	税理士	3月7日(金)	
人権身の上相談	19日(水)午後1時から	人権擁護委員	3月11日(火)	
不動産相談	19日(水)午後1時から	宅地建物取引主任者	3月14日(金)	
交通事故相談	26日(水)午後1時から	弁護士	3月21日(金)	
相続・遺言・成年後見等 手続相談	12日(水)午前10時から	行政書士	3月6日(木)	
年金・労災・雇用保険・ 人事管理等相談	26日(水)午前10時から	社会保険労務士	3月21日(金)	
経営相談	平日の午前10時～午後4時	市商工会 経営指導員	前日までに東久留米市商工会 ☎471・7577	東久留米市商工会館
女性の悩みごと相談	3日・10日 17日・24日・31日	女性 カウンセラー	2月18日(月) 3月3日(月)	男女平等推進センター
	いずれも月曜日 午後1時半～4時半		午前9時から電話で男女平等推進センター ☎472・0061	
女性弁護士による法律相談	7日(金)午前9時半～午後零時半	女性弁護士	2月22日(金)	
教育相談室	火曜・土曜日 月曜・金曜日	教育相談員	中央相談室 ☎473・3667 (成美教育文化会館内教育センター) 滝山相談室 ☎475・8909 (西中学校隣)	
	午前10時～午後5時 電話相談も可			
母子相談	開庁日	母子自立支援員	子育て支援課 ☎470・7736	

3月のお気軽に無料相談

《直接会場へどうぞ》

相談名	相談日時	相談員	会場
知的障害者相談	12日(水)午前10時～正午	知的障害者相談員	市役所1階相談室
身体障害者相談	14日(金)午前10時～正午	身体障害者相談員	
心身障害者(児)相談	24時間随時 ☎477・2711	さいわい福祉センター指導員	さいわい福祉センター
職業相談	開庁日の午前9時～午後5時	ハローワーク三鷹職員	市役所6階ワークコーナー
住宅増改築相談	13日(木)午前10時～午後4時	市住宅増改築等幹旋事業登録団体協議会	市役所1階屋内ひろば
消費者相談	平日の午前10時～午後4時 電話相談も可 ☎473・4505	消費生活相談員	生活文化課(市役所2階)
電話なんでも相談(東久留米市社会福祉協議会)	月曜・水曜・金曜日の午前10時～午後4時 ☎474・4294	市民ボランティア相談員	東久留米市社会福祉協議会

《訪問します》			
妊婦訪問相談	訪問希望の方は健康課 ☎477・0022	助産師	ご自宅

東京都でも、交通事故相談 ☎03・5320・7733 やヤミ金被害者相談 ☎03・5320・4727 を行っています。予約制でなく当日受け付けのため、詳しくはお問い合わせを。